

金型技術者育成補助金

山田町では、優秀な金型技術者を育成し、地元に着用してもらつため「金型技術者育成補助金」の制度を設けています。

◆◆ 対象となる方 ◆◆

岩手県立宮古高等技術専門校金型技術科（平成19年4月開設。1年課程）を卒業した、山田町に住所を有する人で、次の条件のいずれかを満たしている人。

- ・専門校卒業後、4月30日までに宮古・下閉伊地域の金型関連企業に就職した人。
- ・専門校在学時から、宮古・下閉伊地域の金型関連企業に在籍し、卒業後も引き続きその企業に在籍する人。

◆◆ 申請書類 ◆◆

- (1) 山田町金型技術者育成補助金交付申請書・（様式第1号）
- (2) 修了を証明する書類の写し……………（修了証書の写し）
- (3) 授業料等の支払を確認できる書類の写し・（領収書の写し）
- (4) 住民票の写し
- (5) 在籍（就業）調書……………（様式第2号）※入社後提出
- (6) 企業の在籍等を証明する書類……………（保険証の写し）※入社後提出
- (7) その他町長が必要と認める書類

◆◆ 補助額 ◆◆

入校料と授業料（年額）を合算した額の1/2以内

（教科書代等の諸経費は補助の対象となりません）

※平成26年度は、6万2千円の補助額となりました。

【申請期限】 卒業した年の3月20日まで

